

長野県告示第166号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

名 称	所 在 地	認定の有効期限
東御市民病院	東御市鞍掛198	平成22年3月31日

医療政策課

長野県告示第167号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する申出を撤回しました。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

名 称	所 在 地	撤 回 日
長野赤十字上山田病院	千曲市上山田温泉3-34-3	平成19年3月31日

医療政策課

長野県告示第168号

公衆浴場設備改善事業等補助金交付要綱（昭和48年長野県告示第590号）の一部を次のように改正し、平成19年度の補助金から適用します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

第4に次の1号を加える。

- (4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがあること。

食品・生活衛生課

長野県告示第169号

長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）第11条第1項の規定により、次の区域を水道水源保全地区として指定します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

名 称	区 域
油久保水道水源保全地区	上高井郡高山村大字中山字油久保3917番、3918番1から3918番3まで、3919番イ、3919番1から3919番5まで、3920番から3925番まで、3926番1、3926番2、3927番1、3927番2、3928番、3929番、3930番1、3930番2、3931番1、3932番から3935番まで、3936番1、3937番から3942番まで、3943番イ、3943番ロ、3944番から3948番まで、3948番1、3949番、3950番1から3950番7まで、3951番1、3951番2、3952番、3953番、3954番1、3954番2、3955番1、3955番2、3956番、3957番、3958番1から3958番4まで、3959番、3960番、3961番1から3961番6まで、3962番1から3962番9まで、3963番1から3963番6まで、3964番1から3964番5まで、3965番1から3965番3まで、字観音3966番1から3966番4まで、3967番1から3967番3まで、3968番1から3968番6まで、3969番2、3969番5、3969番6、3970番5、3972番3、3974番1、3974番3、3975番3、3976番1から3976番3まで、3977番1から3977番3まで、3977番5、3977番7、3977番9、3981番6及び3982番の区域

（関係図面は、長野県生活環境部水環境課、長野地方事務所及び上高井郡高山村役場に備え置いて縦覧に供します。）

水環境課

長野県告示第170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称
野沢温泉村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
野沢温泉都市計画下水道事業 野沢温泉村公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和33年11月10日から
平成21年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水対策課

長野県告示第171号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称
安曇野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
穂高都市計画下水道事業 穂高町公共下水道
豊科都市計画下水道事業 豊科町公共下水道
三郷都市計画下水道事業 三郷村公共下水道
堀金都市計画下水道事業 堀金村公共下水道
- 3 事業施行期間
平成3年1月10日から
平成24年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

生活排水対策課

長野県告示第172号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2679-2及び2679-5

ビジネス誘発課

長野県告示第173号

中小企業融資規程（昭和52年長野県告示第176号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日以降の貸付に係る貸付金から適用します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

第3条第2号のア及びイを次のように改める。

- ア 経営安定対策
- イ 特別経営安定対策

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とする。

第11条第2項中「第5号」を「第4号」に改め、同条第3項中「第3条第6号」を「第3条第5号」に改める。

別表の中小企業振興資金の項中

中小企業者及び小規模企業者 6,000万円	中小企業者及び小規模企業者 3,000万円
中小企業団体等 7,000万円	中小企業団体等 4,000万円
—	3,000万円

を

中小企業者及び小規模企業者 1億円	中小企業者及び小規模企業者 5,000万円	に、「10年」を「13年」
中小企業団体等 1億1,000万円	中小企業団体等 6,000万円	
—	5,000万円	

に改め、同表の経営健全化支援資金の項中

不況対策	次のいずれかに該当する者 1 信用保険法第2条第3項第5号又は第7号に該当する認定企業で、経営の安定に支障を生じているもの 2 経済の変動等に伴い、事業活動に支障を生じている者	を
関連倒産防止対策	次のいずれかに該当する者 1 信用保険法第2条第3項各号（第5号及び第7号を除く。）のいずれかに該当する認定企業で、経営の安定に支障を生じているもの 2 取引先企業の倒産による関連倒産の防止のための資金を必要とする者	

経営安定対策	次のいずれかに該当する者 1 信用保険法第2条第3項第7号に該当する認定企業で、経営の安定に支障を生じている者 2 経済の変動等に伴い、事業活動に支障を生じている者	に、
特別経営安定対策	次のいずれかに該当する者 1 信用保険法第2条第3項各号（第7号を除く。）のいずれかに該当する認定企業で、経営の安定に支障を生じている者 2 取引先企業の倒産による関連倒産の防止のための資金を必要とする者 3 経済の変動等に伴い、事業活動に著しい支障を生じている者	

3,000万円	年1.80%
3,000万円	年1.80%
1,500万円	年1.80%

3,000万円	年2.00%
3,000万円	年1.80%
3,000万円	年1.80%

を

に

改め、同表の技術力等支援資金の項を削る。

ビジネス誘発課

長野県告示第174号

ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱(平成元年長野県告示第93号)の一部を次のように改正します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

第10条の見出しを「(農薬等の使用実績の報告等)」に改め、同条第1項中「及び当該年度の使用計画」を削る。

第12条第2項及び第14条第3項中「岡谷市」を「東御市」あつては上小地方事務所、岡谷市」に改め、「塩尻市」の次に「及び安曇野市」を加え、「更埴市」を「千曲市」に改める。

農業技術課

長野県告示第175号

長野県ふるさとの森林づくり条例(平成16年長野県条例第40号)第19条第1項の規定により、次の区域を森林整備保全重点地域として指定します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

名 称	区 域
南相木村森林整備保全重点地域	南佐久郡南相木村の区域のうち、森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域(別図のとおり)

(別図は省略し、長野県林務部森林政策課、佐久地方事務所及び南佐久郡南相木村役場に備え置いて縦覧に供します。)

森林政策課

長野県告示第176号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

松本市大字浅間温泉字堅堀721、字塔ノ入1133の3、1136の2、1136の4、字小池口1149のハの1、字横谷1157の1、1157のイ、1157のヘ、1157の3、1159の2、1160の1から1160の3まで、字狐穴1172の1、1172の2、大町市八坂字下矢ノ川10317、字矢ノ川12656のロ・12657・12663(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、12658、12662、字ぬけだみ12660のロ、木曾郡上松町大字荻原75、201のロ、202から205まで、206のイ、206のロ、207から211まで、212のイ、212のロ、321、322の1(次の図に示す部分に限る。)、324の1、879、880の3、880の5、880の6、883、南木曾町読書28の11、105、119、吾妻4269の6、4269の14、4362のロ、4368の1から4368の3まで、4371の1から4371の3まで、4372、4373、4374のイ、4374のロ、4375の1、4375の2、4376の1、4377の1、4400の2から4400の4まで、4406のロの1

から4406のロの3まで、4406のハの1、王滝村4347の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字堅堀721、字塔ノ入1133の3、1136の2、1136の4、字小池口1149のハの1、字横谷1157の1、1157のイ、1157のヘ、1157の3、1159の2、1160の1から1160の3まで、字狐穴1172の1、1172の2、大字荻原879、880の3、880の5、880の6、883、吾妻4269の14・4368の1・4368の2(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、4371の2、4372、4406のロの3、王滝村4347の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林整備課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林整備課

長野県告示第177号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

1(1) 保安林予定森林の所在場所

木曾郡南木曾町読書4266、4286の1、4290(次の図に示す部分に限る。)、4291、4316の5・4316のイの9・4371の1・4371の3・4372の1・4372の4(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、4346のイ、4370のヘの1、4371の5、4372の2、4372の5、4373のイ、4572の3、4573、4574の1から4574の4まで、4615の5、4626の1、4626の2、4627の1、4644の1、4685の1、4788の1(次の図に示す部分に限る。)、4788の8から4788の10まで、4788の29、4788の38、4788の43、4788の44、4788の58から4788の60まで、4788の63、4789の1、4789の2、4789の4、4789の5、4789の10・4789の19・4789の30・4789の34・4789の56・4789の58・4789の59・4789の62・4789の66・4789の69から4789の71まで・4789の105・4789の124(以上14筆について次の図に示す部分に限る。)、4789の11、4789の14、4789の22から4789の24まで、4789の27、4789の28、4789の35、4789の39から4789の41まで、4789の44から4789の55まで、4789の57、4789の67、4789の74、4789の75、4789の99から4789の104まで、4789のイの2、4789のイの8、4789のイの12、4789のイの14から4789のイの16まで、4789のイの21から4789のイの24まで、4789のイの28、4795の6・4795の11(以上2筆につい

て次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

読書4615の5・4626の1・4644の1・4685の1・4789の1・4789の10・4789の35・4789の44・4789の47・4789の54・4789のイの28(以上11筆について次の図に示す部分に限る。)、4789の27、4789の28、4789のイの12、4789のイの14、4789のイの22

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

長野市大字小鍋字甲山5119、字千木中5312の1、5314の1、5319、5320、5313の1・5314の2・5315から5318まで(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、松代町東条字笠原西平1504、1507の1、1510、1513の2、1514の2、1514の3、1515の2、1515の3、1516の2、1517の1から1517の3まで、1518から1520まで、1521の1、1522の1、1522の2、1522の5、1524の1から1524の3まで、1525の2、1525の3、1526の2、1526の3、1527、1528の1、1528の2、1505・1506・1507の2・1508・1509・1511・1512・1513の1・1514の1・1515の1・1516の1(以上11筆について次の図に示す部分に限る。)、松代町豊栄字菖蒲沢2835のハ、2835のニ、2835の1(次の図に示す部分に限る。)、2835の18、2835の19、豊野町浅野字堰口348の6、348の11、豊野町大倉字向平219の28、飯山市大字瑞穂字芝原3265の2、3268、字熊ノ平3760の1(次の図に示す部分に限る。)、3770から3778まで、字日向山3904から3906まで、大字蓮字日影5471の1、上水内郡信濃町大字古海字菅川4451のロ、4452の2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

下高井郡山ノ内町大字平穏字天川1358、字上林1382

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林整備課並びに係る市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林整備課

長野県告示第178号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

1(1) 保安林予定森林の所在場所

飯田市上村257の5、下伊那郡平谷村403の25

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

飯田市南信濃八重河内1031の1、1031の3、1031の5、下伊那郡高森町下市田4236の1、4244の1、4244の2、4276の1、阿南町字和合1454の2、1454の3、1455の2、1456、1463、1465の1、1466、1467の35、天龍村平岡2549の1、神原3460、3461、豊丘村大字神稲12528の31、12528の35、12528の36、大鹿村大字大河原1744の5、4679の4、4679の7、4679の11から4679の18まで、4679の22、4688

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

下市田4236の1、4244の1、4244の2、4276の1、平岡2549の1(次の図に示す部分に限る。)、神原3460、3461、大字大河原1744の5、4679の4、4679の7、4679の11から4679の18まで、4679の22、4688

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿南町字和合844の2、844の3

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林整備課並びに飯田市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林整備課

長野県告示第179号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

1(1) 保安林予定森林の所在場所

埴科郡坂城町大字南條字陣場鳥越山1427の2、字太郎山4301の2

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

長野市篠ノ井有旅字壺斗山2402の1、2404の1、2405の4、千曲市大字羽尾字額坂3318の2、3318の3、上水内郡信州新町大字弘崎字南沢1934の1、1935、1937、1941の1、1941の4、1942、1947、字茸沢1948、1949、1953の1、1957、字前林2886、大字山穂刈字入山1320、大字越道字漆村2609、2610、2612のイ、2613のイ、2627のロ、2631、2632、字家老地2723、2726から2728まで、2730から2733まで、字城日向2797のイ、2799、大字信級字朽ノ木平5148、5149の1、5159の1、5159の2、5162の1、5163、字向ひ中4445の1から4445の3まで、4446の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林整備課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林整備課

長野県告示第180号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下水内郡栄村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林整備課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林整備課

長野県告示第181号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

中野市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林整備課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林整備課

長野県告示第182号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成19年3月29日

長野県知事 村 井 仁

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿智村(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
阿智村(次の図に示す部分に限る。)
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿智村(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
阿智村(次の図に示す部分に限る。)
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林整備課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林整備課

長野県告示第183号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成19年3月29日

長野県知事 村 井 仁

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯田市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
飯田市(次の図に示す部分に限る。)
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯田市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。
飯田市(次の図に示す部分に限る。)
- (4) 次の森林については、主伐は、択伐による。
飯田市(次の図に示す部分に限る。)
- (9) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林整備課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林整備課

長野県告示第184号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南佐久郡川上村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林整備課及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林整備課

長野県告示第185号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 解除に係る保安林の所在場所
北佐久郡軽井沢町大字長倉字御所原3348の2
- 2 保安林として指定された目的
水害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

森林整備課

長野県告示第186号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年4月14日まで、長野県土木部道路課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 塩尻鍋割穂高線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字笹賀419番の4地先から 塩尻市大字洗馬字岩垂原8265番の1地先まで	旧	m 4.5~8.0	km 0.8643
松本市大字笹賀419番の4地先から 塩尻市大字洗馬字岩垂原8249番の3地先まで	旧	12.0~21.5	1.0019
松本市大字笹賀419番の4地先から 塩尻市大字洗馬字岩垂原8249番の3地先まで	新	12.0~21.5	1.0019

道路課

長野県告示第187号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年4月14日まで、長野県土木部道路課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 403号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字照岡字土橋843番の2地先から 飯山市大字照岡字川原831番の1地先まで	旧	m 5.0~8.0	km 0.2510
同 上	新	7.0~17.6	0.2510

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 箕作飯山線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字照岡字土橋843番の2地先から 飯山市大字照岡字川原831番の1地先まで	旧	m 5.0~8.0	km 0.2510
同 上	新	7.0~17.6	0.2510

道路課